

令和2年6月26日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会資料

(令和2年6月23日付託分)

附属資料

産業労働局

I 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1
---	---

I 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県立の総合職業技術校に関する条例（昭和54年神奈川県条例第1号）新旧対照表
（第1条関係）

改 正	現 行
第1条～第4条（略） （ <u>入校料及び授業料の免除等</u> ）	第1条～第4条（略） （ <u>授業料の免除等</u> ）
第5条 知事は、特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、 <u>入校料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</u>	第5条 知事は、特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、 <u>授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</u>
第6条～第9条（略）	第6条～第9条（略）

神奈川県立産業技術短期大学校条例（平成6年神奈川県条例第2号）新旧対照表
（第2条関係）

改 正	現 行
第1条・第2条（略） （訓練課程及び学科）	第1条・第2条（略） （訓練課程及び学科）
第3条 短期大学校の訓練課程は、 <u>法第15条の7第1項第2号に規定する高度職業訓練を行うための専門課程及び専門短期課程並びに同項第1号に規定する普通職業訓練を行うための短期課程とする。</u>	第3条 短期大学校の訓練課程は、高度職業訓練を行うための専門課程及び専門短期課程並びに普通職業訓練を行うための短期課程とする。
2（略）	2（略）
第4条～第7条（略） （ <u>入学科及び授業料の免除等</u> ）	第4条～第7条（略） （ <u>授業料の免除等</u> ）
第8条 知事は、特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、 <u>入学科（聴講生から徴収するものを除く。）及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</u>	第8条 知事は、 <u>学業優秀であり、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</u>
第9条～第13条（略）	第9条～第13条（略）